

議案第26号

斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正され、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る上限額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において公費負担に係る上限額を改正するものであります。

1. 主な改正内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額の改正（第4条の改正規定）

区 分		上限額	
		改正前	改正後
① 一般運送契約		各日につき 64,500円	改正なし
② 一般 運送契 約以外 の契約	ア 自動車借入れ契約	各日につき 15,800円	各日につき 16,100円 【+300円】
	イ 燃料供給契約	7,560円 ×選挙運動日数	7,700円 ×選挙運動日数 【+140円】
	ウ 運転手雇用契約	各日につき 12,500円	改正なし

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額の改正（第8条の改正規定）

1枚あたりの上限単価	
改正前	改正後
7円51銭	7円73銭【+22銭】

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の改正（第11条の改正規定）

選挙運動用ポスターの掲示場数が89か所の場合の1枚あたりの上限単価	
改正前	改正後
4,014円	4,095円【+81円】

(541円31銭×89か所+316,250円)÷89か所=4,095円(1円未満切上げ)

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。